

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	数量	単位	引渡場所	備考
使用済車両売却	別紙内訳書のとおり			陸上自衛隊座間駐屯地	

(2) 搬出(引渡)期限:代金納付の日から5日以内(令和3年10月29日までに搬出)

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和1・2・3(平成31・32・33)年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の買受け」で等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 競争参加に必要な資格に関して、使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業)を有する者、又は、引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、令和3年7月30日(金)までに下請負申請書を提出すること。
入札参加希望者は、令和3年8月2日17時00分までに引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業の許可証の写しを提出し、官側の確認を受けるものとし、又、下請負申請をした者のうち、承認された者が入札に参加することができる。

3 契約条項を示す場所

- 陸上自衛隊座間駐屯地 第441会計隊 事務室
- 東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsd/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札説明会並びに入札場所及び日時

(1) 入札説明会

実施しない (ただし、事前に現物を確認する際は、個別に調整すること。)
調整先:業務隊 横山(ヨコヤマ) 内線 2656
期間:令和3年7月26日(月)~令和3年7月30日(金) (令和3年7月28日(水)を除く)
※それぞれ9時00分~12時00分の間
※現物確認の4日前までに連絡すること

(2) 入札

ア 場 所:陸上自衛隊座間駐屯地 J-13庁舎 3F 駐屯地会議室
イ 日 時:令和3年8月3日(火) 11時00分

5 保証金に関する事項

- 入札保証金:免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 契約保証金:免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償:遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額を徴収する。

6 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

7 入札の無効

- 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- 入札金額、入札者氏名、及び押印が判別し難いもの
- 入札に関する条件に違反した入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 指定した時間までに到着しなかった入札(発送者の責により到着を確認すること。)
- 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事項が生じた場合
- 令和3年8月2日(月)17時00分までに資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破碎業許可証、解体業許可証の写しを提出しなかった者の入札

8 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額が、当隊所定の予定価格の範囲内で最高入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 入札書には、消費税相当額を含む金額を記載すること。
- (5) 入札書には、内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

9 契約書の作成

落札者は、落札決定後、遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約（請）書」の様式により契約書を作成し、提出するものとする。また、「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。

10 売払いに関する注意事項

- (1) 貿易管理令に基づく輸出制限
防衛専用車両については、当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (2) 「解体及び破砕時（又は溶解）の工程写真」、「解体証明書」又は「破砕（溶解）証明書」の提出期限は、仕様書に示すとおり作業完了後15日以内とする。
- (3) 所有移転の時期
売払い物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときとする。

11 代金の納付

- (1) 納入期限：令和3年10月29日（金）11時00分（細部日時については、落札業者と調整する。）
- (2) 納入場所：陸上自衛隊座間駐屯地 第441会計隊事務室

12 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和3年8月2日（月）17時00分までに、参加意思を表明（電話連絡）するものとし、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破砕業許可証、解体業許可証の写しを提出すること。（FAX可）
- (2) 下請けさせる場合は、令和3年7月30日（金）17時00分までに下請負申請書を提出し、官側の承認を受けるものとする。承認の可否については、令和3年8月2日（月）までに官側より通知する。
- (3) 入札者が代理の場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (4) 郵便入札について：郵便による入札は令和3年8月2日（月）17時00分までに下記宛先に必着とする。
封書には会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
- (5) 入札者は、「暴団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。
- (6) 落札者は速やかに、「工程予定表」を提出するものとする。
- (7) 入門の際には、暗証番号（8桁）の設定された免許証、自衛隊員のエスコートを要する（米軍入門パス所持者を除く）。入札説明会及び入札参加希望者は事前連絡のうえ、入札説明会及び入札開始時間の30分前までに米軍座間基地パスオフィス前（面会手続所）に必着のこと。
車で来隊する場合は、車検証、自賠責保険証、任意保険証を持参すること。
- (8) 連絡先 〒252-0378 神奈川県相模原市南区新戸2958番地
陸上自衛隊座間駐屯地
電話：046-253-7670（代表）
FAX：046-253-7670
入札・契約に関する問い合わせ 第441会計隊 契約班 担当 菊池（きくち） 内線：2357 FAX：2359
売払い車両に関する問い合わせ 座間駐屯地業務隊 補給科 担当 横山（よこやま）内線：2656 FAX：2657